

第 7 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 27 年 12 月 2 日提出

件数 34 件

【内訳】議案 33 件（条例関係 10 件、予算関係 9 件、その他 14 件）
報告 1 件

議案の要旨

条例関係

議案第 164 号	南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例制定 について
-----------	---------------------------------------

【趣旨】

鹿島区港行政区の再編並びに原町区陣ヶ崎一行政区及び陣ヶ崎二行政区の地区変更に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 各行政区の経過及び改正内容

(1) 鹿島区港行政区

現状・協議経過

- ・港行政区は、東日本大震災により行政区の区域が災害危険区域に指定されている。
- ・震災前 37 世帯あった世帯が 36 世帯の移転（移転予定を含む。）と 1 世帯の避難により、行政区存続が不可能となった。
- ・港行政区からの行政区解散の申出により、港行政区に隣接する行政区（北海老行政区、南海老行政区及び北屋形行政区）との協議の結果、港行政区の地域を北海老行政区、南海老行政区及び北屋形行政区に再編するもの。

改正内容

改正後		改正前	
行政区名	区 域	行政区名	区 域
北海老	北海老字明神前、釜舟戸の一部、乙姥懐の一部、糠塚の一部、港口、釜舟戸西の一部、釜舟戸東、東浦尻の一部、浦尻の一部、中谷地の一部	港	北海老字明神前、姥懐、釜舟戸、糠塚、乙姥懐、港口、釜舟戸西及び釜舟戸東
南海老	北海老字大森、釜舟戸西の一部、糠塚の一部、釜舟戸の一部、中谷地の一部、釜舟戸堤内、浦尻の一部、東浦尻の一部、鳥喰、磯ノ上、中堤、堂ヶ迫の一部		
北屋形	北海老字姥懐の一部、釜舟戸北、乙姥懐の一部		

(2) 原町区陣ヶ崎一行政区及び陣ヶ崎二行政区

現状及び改正内容

・陣ヶ崎一行政区及び陣ヶ崎二行政区は、太田地区に属しているが、当該行政区の通学区域は原町区（原三小・原一中）にあり、当該行政区の活動の中心が通学区を中心としたものとなっていることから、原町地区に属するよう改正するもの。

2 施行日 平成28年4月1日

議案第165号 南相馬市真野交流センター条例制定について

【趣旨】

南相馬市真野交流センターの設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定内容

定める項目	条・項	内 容
名称・位置	第2条	名称 真野交流センター 位置 南相馬市鹿島区小島田字原畑4番地 施設 多目的室、体育館、グラウンド
事業	第3条	・住民相互の交流・活動の場としての施設の提供 ・地域交流活動の企画及び実施 ・その他センターの設置目的を達成するために必要な事業
休館日 開館時間	第4条 第5条	【休館日】 1月1日～1月3日、12月29日～12月31日 【開館時間】 多目的室・体育館：午前9時～午後9時 グラウンド：午前9時～午後5時
指定管理者 による管理	第13条	指定管理者にセンターの管理を行わせるもの。
指定管理者 の業務の範 囲	第15条	センターの管理及び運営に関する業務 第3条の事業に関する業務 センターの利用許可等に関する業務 利用料金の徴収に関する業務 利用料金の減額及び免除に関する業務 センターの管理運営上市長が必要と認める業務
指定管理者	第16条	・指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める次の書類

の指定の手 続		<p>を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>事業計画書及び収支予算書 定款、規約 登記事項証明書 経営状況等説明資料</p> <p>・市長は、申請書を受理したときは指定管理者選定審査委員会において審査し、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するもの。</p>																																																													
利用料金	第23条	<table border="1" data-bbox="566 537 1396 1153"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th colspan="3">区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的室</td> <td colspan="2">非営利目的の場合</td> <td>1時間</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">営利目的の場合</td> <td>1時間</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">体育館</td> <td rowspan="2">全面 利用</td> <td rowspan="2">非営利目的の場合</td> <td>市内</td> <td>1時間</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>1時間</td> <td>1,710円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">営利目的の場合</td> <td>1時間</td> <td>3,990円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半面 利用</td> <td rowspan="2">非営利目的</td> <td>市内</td> <td>1時間</td> <td>570円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>1時間</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">営利目的の場合</td> <td></td> <td>1,990円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">グラウンド</td> <td rowspan="3">全面 利用</td> <td rowspan="2">非営利目的</td> <td>市内</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">営利目的の場合</td> <td>1時間</td> <td>1,470円</td> </tr> </tbody> </table> <p>料金は1時間当たりの金額</p>				施設	区分			料金	多目的室	非営利目的の場合		1時間	500円	営利目的の場合		1時間	1,500円	体育館	全面 利用	非営利目的の場合	市内	1時間	1,140円	市外	1時間	1,710円			営利目的の場合		1時間	3,990円	半面 利用	非営利目的	市内	1時間	570円	市外	1時間	850円			営利目的の場合			1,990円	グラウンド	全面 利用	非営利目的	市内	1時間	無料	市外	1時間	630円			営利目的の場合		1時間	1,470円
施設	区分			料金																																																											
多目的室	非営利目的の場合		1時間	500円																																																											
	営利目的の場合		1時間	1,500円																																																											
体育館	全面 利用	非営利目的の場合	市内	1時間	1,140円																																																										
			市外	1時間	1,710円																																																										
			営利目的の場合		1時間	3,990円																																																									
	半面 利用	非営利目的	市内	1時間	570円																																																										
			市外	1時間	850円																																																										
		営利目的の場合			1,990円																																																										
グラウンド	全面 利用	非営利目的	市内	1時間	無料																																																										
			市外	1時間	630円																																																										
				営利目的の場合		1時間	1,470円																																																								
利用料金の 減免	第25条	<p>利用料金の減額又は免除については、規則で次のように基準を定めるもの。</p> <p>国・地方公共団体等が主催・共催して行う事業に利用するとき 全額 公共的団体が公共的事业に利用するとき 全額 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の長が、園児・児童・生徒等を対象に利用するとき 全額 市が後援する事業に利用するとき 5割</p> <p>平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の減免の特例として、体育館及びグラウンドについては、子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例と同様のものとする。</p>																																																													
市長による 管理	第28条	<p>市長が指定管理者に代わってセンターの管理を行う場合の読み替え規定</p>																																																													

2 関係条例の改正等

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正（別表関係）

【改正内容】別表に「南相馬市真野交流センター」を加えるもの。

- 3 施行日 平成28年4月1日
(施設の利用の申請手続は公布の日)

議案第166号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

農業委員会等に関する法律の改正において、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、推進委員の報酬等を規定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

- 1 農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償の額（別表関係）

報 酬		費用弁償
年額	310,000円	3,000円

- 2 施行日 平成28年4月1日

議案第167号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

平成27年度の地方税法の改正に伴い、徴収猶予に関する規定を追加するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

- 1 改正の概要

- (1) 徴収猶予に関する規定の追加

規定の追加の趣旨

地方税の改正において、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されたが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、条例に追加するもの。

猶予制度の概要

ア 徴収猶予（地方税法第15条）

納税者等が、次のいずれかに該当する場合、その該当する事実により市の徴収金を一時に納められないと認めるときは、納めることができない金額を限度として1年以内の期限に限り（延長可、最長2年以内）徴収猶予することができる。

- ・災害、盗難、病気等

・事業の休廃止等

イ 換価の猶予（地方税法第15条の5、同第15条の6）

納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り（延長可、最長2年以内）換価の猶予をすることができる。

改正の概要

地方税法の改正に伴い、条例で定める事項を規定するもの。（条例第8条～第12条関係）（平成28年4月1日施行）

区分	条例で定める事項	
	徴収猶予	換価の猶予
猶予の方法	<p>【条例第8条関係】</p> <p>ア 猶予期間内において合理的かつ妥当なものに分割して納付させる。</p> <p>イ 納期ごとの金額を定める。</p>	<p>【条例第10条第1項・第2項関係（職権による換価の猶予）】</p> <p>【条例第11条第2項・第3項（申請による換価の猶予）】</p> <p>ア 猶予期間内の各月に分割して納付させる。</p> <p>イ 納期ごとの金額を定める。</p>
猶予申請書の記載事項	<p>【条例第9条第1項、第3項、第5項関係】</p> <p>ア 納付することができない事情</p> <p>イ 猶予を受けようとする金額及び期間</p> <p>ウ 分割納付の期限及び金額</p> <p>エ 担保内容（担保提供の場合）</p>	<p>【条例第11条第4項、第6項関係】</p> <p>ア 納付することができない事情</p> <p>イ 猶予を受けようとする金額及び期間</p> <p>ウ 分割納付の期限及び金額</p> <p>エ 担保内容（担保提供の場合）</p>
猶予申請書に添付する書類	<p>【条例第9条第2項、第4項、第6項関係】</p> <p>ア 事実を証する書類</p> <p>イ 財産目録</p> <p>ウ 収支状況</p> <p>エ 担保に関する書類（担保提供の場合）</p>	<p>【第10条第3項、第11条第5項関係】</p> <p>ア 財産目録</p> <p>イ 収支状況</p> <p>ウ 担保に関する書類（担保提供の場合）</p> <p>申請期限は、納期限から6ヶ月以内</p>
担保の徴収基準	<p>【条例第12条関係】</p> <p>担保を徴する必要がない場合は、金額が100万円以下、猶予期間が3月以内又は特別な事情がある場合</p>	<p>【条例第12条関係】</p> <p>担保を徴する必要がない場合は、金額が100万円以下、猶予期間が3月以内又は特別な事情がある場合</p>

(2) たばこ税の税率の特例の廃止

改正概要

昭和60年度に廃止されたたばこ専売制の下で、廃止時に3級品として低価格で販売されていた銘柄の紙巻たばこ(わかば、ゴールデンバットなど国産6銘柄)については、「当分の間」の措置として、現在に至るまで一般の紙巻きたばこよりも低い税率が適用されていたが、この特例税率について、世界貿易機関(WTO)協定等の内外無差別原則の遵守を確実なものとするため、段階的に縮減・廃止するもの。(改正前の附則第16条の2関係(改正後削除))(平成28年4月1日施行)

段階的縮減・廃止について

今回の改正は、平成28年4月1日からの実施予定であるが、激変緩和等の観点から下表のとおり経過措置を講ずるもの。

(単位:円/千本)

	現行	第1段階 H28.4.1実施	第2段階 H29.4.1実施	第3段階 H30.4.1実施	第4段階 H31.4.1実施
国のたばこ税	2,906	3,406	3,906	4,656	6,122
たばこ税	2,517	2,950	3,383	4,032	5,302
たばこ特別税	389	456	523	624	820
地方たばこ税	2,906	3,406	3,906	4,656	6,122
道府県たばこ税	411	481	551	656	860
市町村たばこ税	2,495	2,925	3,355	4,000	5,262
合計	5,812	6,812	7,812	9,312	12,244

経過措置後の平成31年4月1日からは、一般品の紙巻たばこ税率が適用される。

(3) 法人市民税の納税義務者等の改正(第23条関係)

法人市民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様とするもの。(平成28年4月1日施行)

(4) 所得割の課税標準の改正(第33条関係)

所得税法における国外転出課税の創設(一定の高額資産家を対象に、国外転出時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して特例的に課税するもの。)に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするもの。(平成28年1月1日施行)

(5) その他

所得税法及び法人税法改正に伴い、個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書（第36条の3の3関係）及び納期限の延長に係る延滞金の特例（附則第4条関係）で、引用する法の条項に移動が生じたための改正。

（第36条の3の3については平成28年1月1日施行、附則第4条については平成28年4月1日施行）

議案第168号	南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
----------------	---

【趣旨】

平成28年度の津波被災区域における固定資産税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 全額減免の対象となる土地及び家屋（第4条第1項及び第3項関係）

津波により区域の全部又は大部分において家屋が滅失し、又は損壊した区域に所在する土地及び家屋

津波による浸水、土砂の流入等により区域の全部又は大部分の土地について従前の使用ができなくなった区域に所在する土地及び家屋

(2) 1/2減免の対象となる土地及び家屋（第4条第2項及び第4項関係）

平成27年度において1/2減額課税土地等であったもの。

平成27年度において課税免除土地等であったもののうち、土地又は家屋の使用状況、土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧状況、市による役務の提供状況等を総合的に勘案し、平成28年度分の固定資産税額の1/2を減免して課することが適当と認めるもの。

(3) 津波被災の減免の状況

原子力災害による避難区域等	27年度	28年度	根拠法令及び改正の要否
津波被災地 (20km圏外)	全額減免	全額減免	市税減免条例(適用期間の延長)
津波被災地 (20km圏外) (使用箇所)	2分の1減免	2分の1減免	市税減免条例(適用期間の延長)

2 施行日 公布の日

議案第 169 号	南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------	--

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成 28 年度の固定資産税及び軽自動車税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 固定資産税（第 3 条関係）

（ 1 ）旧緊急時避難準備区域及びその他の区域（ 30 Km 圏外）の土地及び家屋
旧緊急時避難準備区域及びその他の区域（ 30 km 圏外）の土地及び家屋については、市民の生活状況や農地の使用状況等を考慮し、平成 28 年度についても 2 分の 1 の減免措置を適用させるもの。

原子力災害による避難区域等	27 年度	28 年度	根拠法令及び改正の要否
旧緊急時避難準備区域	2 分の 1 減免	2 分の 1 減免	市税減免条例 （適用期間の延長）
その他の区域 （ 30 km 圏外）			

（ 2 ）旧特定避難勧奨地点の土地及び家屋

特定避難勧奨地点に指定されていた世帯の全員が避難している場合、居住用家屋とその敷地に係る固定資産税を全額減免とするもの。なお、避難していない場合は 2 分の 1 減免。

世帯全員の避難の有無	27 年度	28 年度	根拠法令等
あり	全額減免	全額減免	市税減免条例 （適用期間の延長）
なし	2 分の 1 減免	2 分の 1 減免	

（ 3 ）償却資産

帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で使用できない償却資産を全額減免するもの。

原子力災害による避難区域等	使用又は使用見込み	27 年度	28 年度	根拠法令等
居住困難区域及び避難指示解除準備区域	なし	減免	減免	市税減免条例 （適用期間の延長）
	あり	課税	課税	地方税法

2 軽自動車税（第5条関係）

平成28年4月1日の賦課期日時点で、帰還困難区域内に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車に係る軽自動車税の減免を平成28年度においても適用させるもの。

要件	対象車両	27年度	28年度	根拠法令等
平成28年4月1日の賦課期日時点で帰還困難区域内に放置	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・2輪の小型自動車 	減 免	減 免	市税減免条例

3 施行日 公布の日

議案第170号	南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
----------------	---

【趣旨】

福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、ひとり親家庭の定義を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) ひとり親家庭の定義（第2条関係）

福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正において、ひとり親家庭の定義に、「父又は母が、母又は父の申し立てにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による保護命令を受けた児童」が加えられたことから、同様の改正を行うもの。

2 施行日 公布の日（平成27年4月1日適用）

議案第171号	南相馬市八沢児童クラブ施設条例の一部を改正する条例制定について
----------------	--

【趣旨】

鹿島児童クラブの設置及び管理運営に関する事項を定めるため、必要な改正を行うものである。

【主な内容】

1 改正の概要

鹿島児童クラブは、現在、鹿島小学校内で実施しているが施設が狭隘のため、鹿島区鹿島字広町地内（旧鹿島町給食センター跡地）に新たな施設を整備している。

新たな施設は、平成28年3月に竣工予定であることから、条例に名称及び位置を加えるもの。（第1条及び第2条関係）

改正後		改正前	
題名 南相馬市児童クラブ条例		題名 南相馬市八沢児童クラブ条例	
名称	位置	名称	位置
鹿島児童クラブ	鹿島区鹿島字 広町13番地	八沢児童クラブ	鹿島区南屋形字北 原8番地の1
八沢児童クラブ	鹿島区南屋形字北 原8番地の1		

2 施行日 平成28年4月1日

農業委員会等に関する法律改正の概要

1 改正の趣旨

農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにするため。

2 主な内容

(1) 農業委員会業務の重点化

農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化。

(2) 農業委員の選出方法の変更(議案第172号関係)

- ・農業委員の公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て農業委員を任命制に変更。
- ・委員の定数は、農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い条例で定めるもの。
- ・法公布の際に現に在任する農業委員会の委員で、その任期が平成28年3月31日前に満了する者の任期は同日まで延長。(本市の場合、現在の農業委員の任期が平成27年12月末日までのため、平成28年3月31日まで延長)

(3) 農地利用最適化推進委員の新設(議案第173号関係)

- ・農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱する。
- ・推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める。
- ・推進委員は、担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を行う。

3 法施行日 平成28年4月1日

議案第 172 号 南相馬市農業委員会の委員の定数に関する条例制定について

【趣旨】

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の定数の基準が改正されたため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 定数について（第 2 条関係）

農業委員会等に関する法律施行令第 5 条の委員の定数基準を基に、定数を 19 人とするもの。

参考：農業委員会の委員の定数の基準（農業委員会等に関する法律施行令第 5 条）

区 分		委員の定数の上限
農業者の数が 1,100 以下か、農地面積が 1,300ha 以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14 人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	27 人
と 以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19 人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	37 人
農業者の数が 6,000 を超え、かつ、区域内の農地面積が 5,000ha を超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24 人
	推進委員を委嘱しない農業委員会	47 人

2 施行日 平成 28 年 4 月 1 日

3 その他

南相馬市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するもの（附則第 2 項関係）。

議案第 173 号 南相馬市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制定について
--

【趣旨】

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用最適化推進委員が新設されたため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 定数について（第 2 条関係）

推進委員の定数について、農業委員会等に関する法律施行令第 8 条の基準（農地面積 100ha に 1 人の割合で配置できる。）を基に算出すると、本市の農地面積（約 9,500ha）の場合約 95 人となるが、推進委員としての活動や組織運営等に混乱を招いたり、支障を来すことが懸念されることから、現在の農業委員の地区割をベースに、定数を 35 人とするもの。

2 施行日 平成 28 年 4 月 1 日

補正予算関係

- 議案第 174 号 平成 27 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 175 号 平成 27 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 176 号 平成 27 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第 177 号 平成 27 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 178 号 平成 27 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第 179 号 平成 27 年度南相馬市宅地造成事業特別会計補正予算について
- 議案第 180 号 平成 27 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 181 号 平成 27 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 182 号 平成 27 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 183 号	工事請負変更契約の締結について
-----------	-----------------

【趣旨】

平成 26 年第 5 回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		大町（南地区）災害公営住宅建設建築主体工事
契約の相手方		南相馬市原町区錦町一丁目 1 番地 関場建設株式会社
施工場所		南相馬市原町区大町二丁目地内
契約金額	変更前	599,400,000 円
	変更後	635,307,840 円
	増額する額	35,907,840 円

主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	インフレスライド 適用による変更	資材及び人件費の上昇による変更 (適用単価を平成26年5月15日から平成27年4月1日 に変更)

議案第184号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成27年第2回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契 約 の 目 的		除染対策事業交付金表土改善（陣ヶ崎公園）工事
契 約 の 相 手 方		南相馬市原町区栄町一丁目15番地 株式会社諸井緑樹園
施 工 場 所		南相馬市原町区上太田字陣ヶ崎地内
契 約 金 額	変更前	393,120,000円
	変更後	495,694,080円
	増額する額	102,574,080円

主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	保管場所整備 保管場所造成 現場格納	剥ぎ取った表土については、当初、地元陣ヶ崎行政区の仮置場への搬入を予定していたが、陣ヶ崎地区の仮置場は、本工事の表土の受け入れが困難であることから、本工事の表土の保管場所を陣ヶ崎公園地内とするため、保管場所の整備を行うもの。

議案第 185 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（小沢地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区小沢字折戸 38 番など計 18 筆	明細は別紙 1 のとおり P 21
	合計	6,038.99m ²
取得予定価格	21,828,182 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）（11月1日現在）

区分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿 島 区	2,252	2,014	89.4%
原 町 区	2,457	2,218	90.3%
合 計	4,709	4,232	89.9%

【進捗状況】筆数ベース（20km圏内）（11月1日現在）

区分	対象筆数	契約完了筆数	割合
原 町 区	676	302	44.7%
小 高 区	1,827	1,151	63.0%
合 計	2,503	1,453	58.1%

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

議案第 186 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入
取得する動産及び数量	トラクターほか 117 台 (購入品明細書は別紙 2 のとおり P 22 ~ P 29)
取得金額	255,300,120 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成 28 年 3 月 18 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目 123 番地の 3 株式会社南東北クボタ 原町営業所

議案第 187 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	被災地域農業復興総合支援事業農業用機械格納パイプハウス購入
取得する動産及び数量	パイプハウス 12 棟 (購入品明細書は別紙 3 のとおり P 30)
取得金額	46,980,000 円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から平成 28 年 3 月 15 日まで
取得の相手方	南相馬市原町区日の出町 189 番地の 1 常磐菱農株式会社 原町営業所

議案第 188 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市大町地域商業施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市大町地域商業施設
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区錦町二丁目 6 7 番地
名称 有限会社ニシノ
代表者の氏名 代表取締役 西野 茂樹
- 3 指定期間
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

議案第 189 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市水産業共同利用施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市水産業共同利用施設（作業保管（漁具倉庫）施設、作業保管（作業場）施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設）
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 福島県相馬市尾浜字追川 1 9 6 番地
名称 相馬双葉漁業協同組合
代表者の氏名 代表理事組合長 佐藤 弘行
- 3 指定期間
 - （ 1 ）作業保管（漁具倉庫）施設
平成 2 8 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
 - （ 2 ）作業保管（作業場）施設、水産物鮮度保持施設、水産物荷さばき施設
平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 190 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市小高区内スポーツ 5 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市小高区内スポーツ 5 施設

(小高体育センター、小高東部運動場、小高中部運動場、小高西部運動場、小高片草運動場)

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市小高区関場一丁目 7 7 番地

名称 浮舟うきうきクラブ

代表者の氏名 会長 菅野 精一

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 191 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市鹿島区内スポーツ 7 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市鹿島区内スポーツ 7 施設

(みちのく鹿島球場、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、前川原グラウンド、千倉テニスコート)

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市鹿島区御山字鍵取 3 2 番地

名称 特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ

代表者の氏名 理事長 但野 裕

3 指定期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 192 号 公の施設に係る指定管理者の指定について**【趣旨】**

南相馬市原町区内スポーツ 1 3 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市原町区内スポーツ 1 3 施設

(南相馬市スポーツセンター、南相馬市テニスコート、南相馬市野球場、南相馬市相撲場、南相馬市サッカー場、南相馬市民プール、北新田野球場、北新田運動場、夜の森公園テニスコート、雲雀ヶ原陸上競技場、南相馬市弓道場、栄町柔剣道場、小川町体育館)

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区高字金井神 6 1 番地

名称 太田大甕スポーツクラブ

代表者の氏名 会長 西 祥一

3 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 193 号 公の施設に係る指定管理者の指定について**【趣旨】**

南相馬市馬事公苑の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市馬事公苑

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区南町三丁目 1 2 番地

名称 特定非営利活動法人はらまち交流サポートセンター

代表者の氏名 代表理事 門馬 浩二

3 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 194 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	過年発生公共災害復旧事業都市公園施設土木施設（北泉海浜総合公園）工事
施工場所	南相馬市原町区北泉字地藏堂地内
契約の金額	500,040,000円
工期	契約締結日から平成28年12月22日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場・那須 復旧・復興建設工事共同企業体

議案第 195 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業（復興）河川改修（準用河川北原川）工事
施工場所	南相馬市原町区萱浜字東蔵前地内外
契約の金額	453,600,000円
工期	契約締結日から平成29年3月31日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区東町三丁目41番地 東北建設株式会社

議案第 196 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市大型園芸施設整備事業(鹿島区南海老)建設工事
施工場所	南相馬市鹿島区南海老地内
契約の金額	1,192,320,000円
工期	契約締結日から平成28年11月30日まで
契約の方法	随意契約
契約の相手方	埼玉県羽生市小松台二丁目705番19 サンキン B&G 株式会社 農芸施設事業部 羽生事業所

報告

報告第 16 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 19 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 27 年 11 月 25 日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

141,361円

(うち保険等により補てんされる額	141,361円
	市が自ら負担する額	0円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成 27 年 10 月 27 日 12 時 35 分頃、小高区役所駐車場内において、公用車をバックで駐車しようとしたところ、駐車していた相手方車両右後方部に接触し、相手方車両に損害を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

議案第 185 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業 移転促進区域（小沢地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区小沢字折戸 3 8 番	宅地	171
2	南相馬市原町区小沢字折戸 3 9 番	宅地	135
3	南相馬市原町区小沢字折戸 4 0 番	宅地	168
4	南相馬市原町区小沢字折戸 4 1 番	宅地	72
5	南相馬市原町区小沢字折戸 4 3 番	宅地	376
6	南相馬市原町区小沢字折戸 4 4 番	畑	112
7	南相馬市原町区小沢字折戸 4 5 番	田	383
8	南相馬市原町区小沢字折戸 7 8 番	宅地	495
9	南相馬市原町区小沢字折戸 7 9 番	宅地	1,108.99
10	南相馬市原町区小沢字折戸 8 0 番	宅見	132
11	南相馬市原町区小沢字折戸 8 1 番 1	田	204
12	南相馬市原町区小沢字折戸 8 1 番 2	宅見	102
13	南相馬市原町区小沢字折戸 8 1 番 3	畑	158
14	南相馬市原町区小沢字上戸屋迫 3 1 7 番 1	畑	282
15	南相馬市原町区小沢字小沢 4 9 番 8	畑	934
16	南相馬市原町区小沢字小沢 1 0 9 番	田	403
17	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 3 6 番 1	畑	538
18	南相馬市原町区小沢字下戸屋迫 4 7 0 番 1	宅地	265
合計(m ²)			6,038.99

議案第 186 号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 明細書総括

用途	機種	台数
農用トラクター	トラクター	11台
耕土改良・造成用機械 (アタッチメント)	サブソイラー、溝堀機、レーザーレベラー	4台
耕うん用機械 (アタッチメント)	ロータリー、プラウ	15台
砕土整地用機械 (アタッチメント)	代掻きハロー、スタブルカルチ、畦塗機等	23台
施肥・播種用機械 (アタッチメント等)	ブロードキャスター、ライムソワー、水稲直播機等	23台
移植・育苗用機械	田植機	8台
移植・育苗用関連機器	育苗用播種機、種子コーティングマシン等	14台
栽培管理用機械	スライドモア、中耕ディスク等	10台
防除用機械	動力噴霧機	7台
その他 (アタッチメント)	フロントローダー、汎用トレーラー	2台
合計		117台

議案第 186 号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入 明細書

機 種	型 式 等		数量
トラクター	株式会社クボタ	MR87QMAXWUR2	1
ロータリー	松山株式会社	DXR2410-4L	1
代掻きハロー	松山株式会社	WMD4400N-0L	1
スライドモア	株式会社タカキタ	ZMTE1800	1
田植機	株式会社クボタ	ZP67T5F-R	1
トラクター	株式会社クボタ	M125GFQBMSWR5	1
ロータリー	松山株式会社	DXR2410-4L	1
ロータリー	松山株式会社	LXR2410VM-4L	1
ロータリー	松山株式会社	BUR2410U-4L	1
施肥播種機	アグリテクノ矢崎株式会社	RXG-8SEA	1
ロータリー	株式会社クボタ	RM220ZC	1
ライムソー	株式会社タカキタ	FL7601	1
ロータリーカルチ ベーター	松山株式会社	RK320	1
トラクター	井関農機株式会社	NTA35FFSGQCY	1
畝内部分施肥機	井関農機株式会社	UBS135GHT	1
溝堀機	小橋工業株式会社	RTR301T-4S	1

機 種	型 式 等		数量
代掻きハロー	小橋工業株式会社	T X V 4 1 0 T - 0 L	1
代掻きハロー	小橋工業株式会社	T X Z 5 0 0 T - 0 L	1
法面草刈機	三陽機器株式会社	Z H 4 4	1
ライムソー	株式会社 I H I スター	M M S 8 0 3 0 - 0 L	1
施肥播種機	アグリテクノ矢崎株式会社	R X G - 8 P S E A	1
田植機	株式会社クボタ	E P 8 D - F - R	1
水稲直播機	株式会社クボタ	N D S - 8 0 F	1
自動コーティング マシン	株式会社クボタ	T C - 4 0	1
育苗用催芽機	株式会社タイガーカワシマ	A Q - 1 0 0 0	2
育苗用播種機	株式会社スズテック	H 8 0 5	1
吸引精密播種機	株式会社スズテック	S V R 1 0 0 A	1
スタブルカルチ	スガノ農機株式会社	M S C 6 P S Q L K	1
水稲直播機	株式会社クボタ	N D S - 8 0 F	1
自動コーティング マシン	株式会社クボタ	T C - 4 0	1
トラクター	株式会社クボタ	M R 8 7 Q M A X W U P C 3	1
ロータリー	松山株式会社	D X R 2 6 1 0 - 4 L	1
代掻きハロー	松山株式会社	W M D 4 4 0 0 N - 0 L	1
プラウ	スガノ農機株式会社	V R Y 2 0 3 F C	1

機 種	型 式 等		数量
畦塗機	小橋工業株式会社	X R V 8 7 0 T - 0 L	2
田植機	株式会社クボタ	E P 8 D - W F - R	1
水稻直播機	株式会社クボタ	N D S - 8 0 F	2
自動コーティングマシン	株式会社クボタ	T C - 4 0	1
スライドモア	株式会社タカキタ	Z M T E 1 8 0 0	1
スタブルカルチ	スガノ農機株式会社	S C 8 P S L	1
サブソイラ	スガノ農機株式会社	6 S 3 K	1
ハイクリブーム	株式会社丸山製作所	B S A 6 5 0 L D E - 1	1
田植機	株式会社クボタ	Z P 6 7 - T 5 F - R	1
水稻直播機	株式会社クボタ	N D S - 6 0 F	1
トラクター	株式会社クボタ	F T 2 5 B M A J Q F 5 S	1
代掻きハロー	松山株式会社	W R S 3 8 1 0 N - K A	1
スライドモア	松山株式会社	T D C 1 4 0 0 - 0 S	1
スタブルカルチ	スガノ農機株式会社	M S C 6 P S Q L K	1
田植機	株式会社クボタ	E P 8 D - F - R	1
水稻直播機	株式会社クボタ	N D S - 8 0 F	1
ハイクリブーム	株式会社やまびこ	R V 6 0 Y W / 9 5 - 1 0	1
トラクター	株式会社クボタ	M R 6 5 Q M A X U R 1 P	1

機 種	型 式 等		数量
ロータリー	松山株式会社	LXR2010-4L	1
フロントロータ	株式会社クボタ	RLH70-PSL	1
ブロードキャスタ ー	松山株式会社	MP510E-0L	1
大豆播種機セット	松山株式会社	HR2220B-4S	1
中耕ディスク	小橋工業株式会社	DC301T-0S	1
溝堀機	松山株式会社	OM312E-0S	1
ハイクリブーム	株式会社丸山製作所	BSA-650CE	1
肥料散布機	株式会社丸山製作所	MD-80DXEM	1
水稲直播機	株式会社クボタ	NDS-80F	1
自動コーティング マシン	株式会社クボタ	TC-40	1
トラクター	株式会社クボタ	MR60QMAXUPC2	1
ロータリー	松山株式会社	MXR2210-4L	1
代掻きハロー	松山株式会社	WRS3810N-0L	1
ブームモア	三陽機器株式会社	ZH34	1
水稲直播機	株式会社クボタ	NDS-80F	1
ハイクリブーム	株式会社クボタ	KBSA-650CEG6	1
水稲直播機	株式会社クボタ	NDS-80F	1
トラクター	日本ニューホランド株式会社	T4.85	1

機 種	型 式 等		数量
ロータリー	小橋工業株式会社	FTV240T-4L	1
代掻きハロー	小橋工業株式会社	TXV440T-0L	1
代掻きハロー	小橋工業株式会社	TXV410T-0L	1
スライドモア	松山株式会社	TDM1600	1
ハイクリブーム	株式会社クボタ	KBSA-650CEG6	1
田植機	株式会社クボタ	ZP67-T5F-R	1
水稻直播機	株式会社クボタ	NDS-60F	1
自動コーティング マシン	株式会社クボタ	TC-40	1
スチーム発芽器	株式会社タイショー	INX720	1
播種機	株式会社スズテック	THK4009B	1
トラクター	株式会社クボタ	SL48HCQMANPC2P	1
ロータリー	松山株式会社	SX1910MA-4S	1
代掻きハロー	松山株式会社	WRS3610N-0S	1
代掻きハロー	松山株式会社	WRS3810N-0S	1
田植機	株式会社クボタ	ZP67-T5F-R	1
水稻直播機	株式会社クボタ	NDS-60F	1
苗箱供給機	株式会社スズテック	SNK-25K	1
トラクター	ヤンマー株式会社	YT463YUQH3	1

機 種	型 式 等		数量
ロータリー	松山株式会社	LXR2210-4L	1
代掻きハロー	松山株式会社	WRD4110N-0L	1
畦塗機	小橋工業株式会社	XRV870T-0L	1
汎用トレーラー	株式会社IHIスター	TMT5020S	1
スライドモア	松山株式会社	TDM1600C	1
ブロードキャスター	株式会社ササキコーポレーション	CF503D-0L	1
代掻きハロー	小橋工業株式会社	TXV440T-0L	1
スタブルカルチ	スガノ農機株式会社	MSC6PYQLK	1
水稻直播機	株式会社クボタ	NDS-80F	1
ハイクリブーム	株式会社クボタ	KBSA650CEG6	1
トラクター	株式会社クボタ	M110GFQBMR2	1
ロータリー	松山株式会社	DXR2410-4L	1
代掻きハロー	松山株式会社	WMD4400N-0L	1
バーチカルハロー	スガノ農機株式会社	DC250SP	1
レーザレベラー	スガノ農機株式会社	LT320-SL3	1
プラウ	スガノ農機株式会社	CRLA144C1	1
ロータリー	松山株式会社	LXR2210-4L	1
代掻きハロー	松山株式会社	WMD4400N-0L	1

機 種	型 式 等		数量
畦塗機	小橋工業株式会社	X R V 8 7 0 T - 4 L	1
スライドモア	株式会社タカキタ	Z M T E 2 0 0 0	1
ハイクリブーム	株式会社丸山製作所	B S A - 6 5 0 C E G 6	1
田植機	株式会社クボタ	E P 8 D - F - R	1
水稻直播機	株式会社クボタ	N D S - 8 0 F	1
自動コーティング マシン	株式会社クボタ	T C - 4 0	1
育苗用催芽機	株式会社タイガーカ ワシマ	A Q - 1 0 0 0	1
播種機	株式会社スズテック	T H S 4 2 0 9 B	1
合 計			1 1 7

議案第187号 財産の取得について
被災地域農業復興総合支援事業農業用機械格納パイプハウス購入 明細書

規 格	面 積 (1 棟 当 た り)	数 量
間口 9 m × 奥行き 2 4 . 0 m	2 1 6 . 0 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 2 1 . 0 m	1 8 9 . 0 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 2 0 . 4 m	1 8 3 . 6 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 1 8 . 0 m	1 6 2 . 0 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 1 6 . 2 m	1 4 5 . 8 m ²	2 棟
間口 9 m × 奥行き 1 3 . 2 m	1 1 8 . 8 m ²	2 棟
合 計		1 2 棟